

令和 8 年度松阪市会計年度任用職員募集案内

松阪市では、会計年度任用職員として勤務していただける方を募集します。翌年度（令和 8 年度）からの職をまとめて募集する「一斉募集」、欠員が生じている職について募集する「随時募集」の 2 通りです。

～会計年度任用職員とは～

地方公務員法の改正により令和 2 年度から新たに制度化された職で、一会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）を最長の任期として任用され、正規職員が行う各種業務の補助を行う非常勤の地方公務員です。

「一斉募集」

翌年度（令和 8 年度）の 4 月から勤務していただく会計年度任用職員を一斉募集します。

受付期間内の応募について、2 月中旬から 3 月中旬にかけて書類選考と面接を実施します。

なお、本採用については、翌年度（令和 8 年度）予算が確定（議会による可決）し「勤務条件通知書」を双方が締結したときに本採用となるものであり、それまでは仮採用です。

「随時募集（会計年度任用職員候補者登録簿）」

欠員が生じている職や一斉募集時には想定していなかった新たな職については、年度途中でも随時募集を行います。その場合、「会計年度任用職員候補者登録簿」の中から選考します。

一斉募集で残念ながら不採用となった方は「会計年度任用職員候補者登録簿」へ登録（3 年間）することができますので不採用となったときに申し出てください。

※時期によっては、募集が無い場合もあります。

※必ずしも任用を約束するものではありません。

～会計年度任用職員の区分及び 1 週間の勤務時間～

松阪市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則（一部抜粋）

（会計年度任用職員の区分）

第 4 条 会計年度任用職員の区分は、第 1 種会計年度任用職員、第 2 種会計年度任用職員及び第 3 種会計年度任用職員とする。

（1 週間の勤務時間）

第 5 条 第 1 種会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 37 時間 30 分とする。

2 第 2 種会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 35 時間とする。

3 第 3 種会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 29 時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。

1 募集職種、採用予定人数、任用条件、職務内容等

募集内容については、松阪市ホームページ「職員採用（会計年度任用職員）」に随時掲載します。

※職種により、資格、免許、経験等を有することを条件とする場合があります。

※業務内容の詳細は、それぞれの任用担当課にお問い合わせください。

2 応募資格

年齢、性別、学歴の制限はありません。ただし、地方公務員法第 16 条（欠格条項）の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、選考を受けることができません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込書類及び申込先

任用を希望する担当課へ以下の書類を持参又は郵送により提出して下さい。また、**複数の所属に併願する場合は、それぞれ希望する担当課へ原本を提出してください。**なお、提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

- ・松阪市会計年度任用職員登録申込書（以下、「登録申込書」という。）
- ・松阪市会計年度任用職員登録カード（以下、「登録カード」という。）

4 選考

（１）１次選考方法

提出された「登録申込書」及び「登録カード」により１次選考（書類審査）を行い、合格された方を対象に２次選考（個人面接）を行います。

選考結果は、任用担当課から電話等にてご連絡させていただきます。また、１次選考合格者については、選考結果とあわせて２次選考（個人面接）の詳細を連絡させていただきます。

（２）２次選考方法

個人面接により志望動機等の聴き取りを実施いたします。

選考結果は、任用担当課から電話等にてご連絡させていただきます。

5 サービス

任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

- ・サービスの宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限等
- ・争議行為の禁止

6 その他

- ・職務に支障をきたすことのないもので信用失墜行為に該当しない場合は、営利企業等への従事（兼業）が可能です。その場合は、「営利企業等従事届出書」の届出が必要となります。
- ・「登録申込書」及び「登録カード」に虚偽の記載があった場合は、任用を取り消すことがあります。
- ・任用は全て条件付きのものとし、任用後1か月（任用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 問合せ先

- ・申込みに関すること
松阪市総務部職員課人事・研修係（松阪市役所本庁舎3階）
電話 0598-53-4331
- ・業務内容に関すること
各担当課にお問い合わせください。